工 事 概 要 書

１．工事件名　　　被ばく医療共同研究施設 排風機FE-41A更新工事

２．工事場所　　　千葉市稲毛区穴川４丁目９番１号
国立研究開発法人　量子科学技術研究開発機構　千葉地区　被ばく医療共同研究施設

３．工事目的　　　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構千葉地区（以下「当機構」という。）に立地する被ばく医療共同研究施設において、排風機 FE-41A が運転時に大きな異音を発している。このままでは排風機 FE-41A の運転ができないため更新するものである。

４．完成期限　　　令和９年3月１９日（金）

５．工事内容
別冊現場説明書、特記仕様書、及び図面による。
本工事では当機構構内において、被ばく医療共同研究施設の排風機更新工事を行うものである。また、本工事に当たっては、被ばく医療共同研究施設の運用を続けながらの施工となる。受注者は、監督職員、施設使用者、施設管理者、及び当機構内で実施される別契約各関係者との連絡・調整を極めて密に行い、協力のうえ、所定の工期内に工事を完成させること。

６．施工上の注意事項
・工事進捗に際し、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労務安全対策等の諸般の準備を行い、工事の安全、かつ、迅速な進捗を図ること。また、施工に際しては既設建築物等の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずること。
・本工事は、工事着手に先立って事前に十分な現場調査を行い、監督職員へ報告すること。
・近隣住民から問い合わせ等があった場合には、誠実に応対し、その結果を直ちに監督職員に報告すること。
・工事に伴い発生する騒音、振動、粉塵などについて、平日の午後９時以前、及び午後５時以降に加え、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）（以下「休日」と書く。）の終日は十分に注意すること。特に休日の午前１０時以前、及び午後５時以降は近隣住宅からのクレームがないよう注意すること。
・本工事において、工事範囲に隣接する各建屋への歩行者の通行・出入り、及び当機構内の歩行者・車両の通行に支障をきたさないよう注意すると共に、必要に応じて通路を確保するなど安全に十分留意すること。
・本工事における交通規制を行う際、少なくとも２週間以上前に監督職員と協議の上、当機構内への周知・調整に使用する資料作成を行い、同資料は、交通規制場所毎に規制日時のわかるものとする。また、当機構内で実施される別契約によって実施される交通規制を十分考慮し、当機構内外と出入り・通行ができなくなる建物・施設がないよう十分配慮し、交通規制を実施すること。なお、当機構内で実施する交通規制は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）のみとする。なお、交通規制を行う際は、必ず迂回路を設定し、当機構内で孤立する箇所のないこと。
・入構の際は守衛所で所定の手続きを行うこと。（事前登録が必要）
・火気の使用については、予め監督職員に申し出て、当機構内手続きを受けること。
・本工事に起因し、建物、設備、配管・配線類、及びその他を破損した場合は、受注者負担により速やかに原状回復すること。
・本工事に伴い発生する発注者、関係官公庁等への提出・申請書類作成業務及びこれらに係る費用（申請・検査費用含む。）は全て受注者負担とする。また、発注者が行う申請手続きを代行して行うものとする。
・現場の納まり、取合い等に伴う軽微な変更、設計図等に記載の無いものであっても軽微なものは、監督職員と協議し誠実に施工すること。
・本工事における機器の搬出入ルートは放射線管理区域内を通過する必要があるため、搬出入計画書を提出すること。また、所内の放射線安全関係諸規定を遵守し、監督職員の指示等に従い安全確保等十分に配慮の上、工事を行うこと。

・上記の他、騒音、振動、及び粉塵他についても上記と同様とし、詳細は監督職員と協議するものとする。
・工事で発生する廃棄物は、法令等に基づいた適正な処理を行うと共に、産業廃棄物管理票の写し等を提出すること。
・その他疑義が生じた場合は、監督職員と協議のこと。

要求部課名　　安全管理部建設工務課
監督職員　　　漆舘　裕斗